

第6回町の風景の未来を考える会 (箕輪町景観計画策定委員会)

平成26年9月29日18時30分～

箕輪町役場 2階 大会議室

もう一度おさらいしたい・・・

なぜ景観計画が必要なの？

バスツアーから、私たちが住んでいる 箕輪町は・・・

- 3千m級の2つアルプスに挟まれ、
町のどこからでも良好な山岳景観が眺められる
- 山岳・パノラマ景観、高台からの眺めが特徴
- 景観を阻害する要素は少ない

山岳景観を価値とし、景観に恵まれた町



景観に影響を与えるものは、
それを作る人の主観や価値観を超えて、

暮らし心地、暮らしの価値に
影響を与える、みんなの問題！

どんな景観を大事にしていきたいのか、
様々な価値観や、生活、経済活動などとの
バランスを考えながら、合意を作り出す必要
があります。

それを実現するための法的な枠組みが、
景観計画の策定と、景観条例等の制定です。

景観計画の位置づけ

○現状

町には景観形成のための権限がなく、県の景観計画・条例に基づき景観行政を行っており地域の細かい特性に配慮できない。

○計画作成後

県の同意を得て、景観行政に関する権限委譲を受け、自分たちで景観に関する計画やルールを策定できる「景観行政団体」になり、町の特性や大切にしたいものに配慮できる。

つまり・・・

自分達の大切にしたいと思う風景を決め、

それを自分達で守り、残し、
作り出していくためのしくみです。

景観計画では・・・

何ができるの？

何を作らなくてはいけないの？



景観計画で定めるもの

- 景観計画の区域(地域別の特徴・大切にしたいもの)
- 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
 - ・届出を要する行為
 - ・建築物又は工作物の形態・色彩、その他意匠の制限
 - ・建築物又は工作物の高さの最高又は最低限度

景観計画で定めることができるもの

- 景観計画区域における
良好な景観の形成に関する方針

(それぞれの地域で大切にしたいと思う価値の反映)
 - 景観重要建造物または、景観重要樹木の指定の方針
 - 景観重要公共施設の整備に関する事項の設定
 - 屋外広告物の表示等の行為制限事項の設定
- 

これまでの議論は、どうなるの？



これまでの検討経過

第1回 景観計画ってなんだろう？

第2回 町の風景を実際に見てみよう

第3回 WS 景観の将来像を考える

第4回 WS 風景の魅力や伝え方を考える

第5回 WS 風景の過去、現在、未来へ

これまで議論してきた事は・・・

私たちの町の景観について知り、
その価値と将来像を考えること

自分たちに何ができるのか、
景観を**自分の問題**としてとらえ、
「取り組み」に変えていくこと

規制や、ルールはそのための最低限の
手段としてあること



それでは計画に入りましょう

